2023年11月22日 第430回理事会

## 監事監査規程の変更について (案)

監事監査規程について、電気事業法の改正により条文番号が変更となったことに伴い、 別紙のとおり一部変更を行う。

(施行日:2023年11月22日)

以 上

## 【添付資料】

別紙:監事監査規程 新旧対照表



## 電力広域的運営推進機関 監事監査規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線) 変 更 後 (変更点に下線) 平成27年5月1日施行 2015年 5月 1日施行 2021年7月8日変更 2023年11月22日変更 監事監査規程 監事監査規程 第1章 総則 第1章 総則 (目的) (目的) 第1条 この規程は、電気事業法(以下「法」という。)第28条の20第3項及び第28条の50第2項の規 第1条 この規程は、電気事業法(以下「法」という。)第28条の20第3項及び第28条の51第2項の規 定に基づき、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)における監事監査に関する基本的事項を定 定に基づき、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)における監事監査に関する基本的事項を定 め、本機関において、法令・諸規程等に従い、会計経理の適正を確保すること及び業務の適正かつ効率的、効 め、本機関において、法令・諸規程等に従い、会計経理の適正を確保すること及び業務の適正かつ効率的、効 果的な運営を検証することにより、財産の保全ならびに組織運営の向上を図ることを目的とする。 果的な運営を検証することにより、財産の保全ならびに組織運営の向上を図ることを目的とする。 (略) (略) 附則 附則 (施行期日) (施行期日) この規程は、平成27年5月1日から施行する。 この規程は、平成27年5月1日から施行する。 附則(2021年7月8日) 附則(2021年7月8日) (施行期日) (施行期日) この規程は、2021年7月8日から施行する。 この規程は、2021年7月8日から施行する。 附則(2023年11月22日) (施行期日) この規程は、2023年11月22日から施行し、2023年4月1日から適用する。